

施工前・施行中の写真を撮影していない場合の取扱い

別紙5

令和 年 月 日

「被災した住宅の日常生活に必要な最小限度の部分の修理」
証拠写真代替資料

〇〇市（町）長 様

施工業者名	〇〇〇工務店
代表者	代表取締役 〇〇 〇〇
電話	***-****-****
メール	*****@****.co.jp

災害名	令和7年台風第15号等による災害				
自治体名	〇〇〇県〇〇〇市（町）				
修理物件	〇〇 〇〇邸（住所： ）				
被害区分	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊
実施期間	令和〇年〇〇月〇〇日～令和〇年〇〇月〇〇日				
修理金額	円（自己負担分 円）				

（被災者氏名）邸の修理に際し、証拠である写真を撮り忘れたことから、施工前、施工中の証拠写真の代替として、下記のとおり「救助の必要性」「内容の妥当性」を証するため下記資料を提出し、これを証明します。

記

【施工前の被災状況】

〇〇 〇〇邸図面（1階）

※損傷箇所が判るようにすること



※ 施工後の写真は現時点においても撮影は可能であるため、写真が 無いということは認めない。被災者の了解を取り、必ず写真撮影を行うこと。

○修理箇所（応急修理として申請する箇所）

L DK (16帖相当)	(破損状況説明) 床上浸水により、根太が腐食、床・壁の断熱材が吸水し脱落。フローリング下地板の腐食、床板に反り、壁板の腐食、カビの発生交換する必要がある。
(破損材料) ・根太：〇〇箇所が腐食 ・断熱材（床）：吸水により脱落 ・床下地材：腐食により交換 ・フローリング材：反りにより交換 ・壁板：腐食・カビにより交換 ・断熱材（壁）：吸水による脱落 ・巾木：カビの発生	(交換材料) ・根太：ヒノキ材で交換 ・断熱材（床）：グラスウールに交換 ・床下地材：木下地〇mmで敷込 ・フローリング材：ヒノキ無垢材で対応 ・壁板：ヒノキ材で補修 ・断熱材（壁）：グラスウールに交換 ・巾木：ヒノキ材に交換
玄関 (収納は対象外)	(破損状況説明) 玄関タイルの割れ、モルタルの亀裂、巾木・見切りの損傷、玄関ドア破損交換
(破損材料) 玄関タイル：破損 モルタル：亀裂 巾木・見切り：破損 玄関ドア：破損 (メーカー、品番)	(交換材料) 玄関タイルの交換 モルタル亀裂：コーティング材充填 巾木・見切り：ヒノキ材で補修 玄関ドア：同等品に交換 (メーカー、品番)